

## 第2回柏原市総合教育会議次第

日時：平成28年11月30日（水）午前10時から

場所：柏原市教育委員会 委員会室

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 出席者紹介

### 4 議 事

（1）柏原市総合教育会議運営要綱の改正について

（2）平成29年度予算について

（3）サンヒル柏原テニスコート・プールの今後の活用について

（4）「いじめ」問題への取組について

（5）義務教育学校について

（6）その他

### 5 閉 会

## 柏原市総合教育会議運営要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、柏原市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 会議は、市長並びに教育委員会の教育長及び委員（以下「教育長等」という。）で組織する。

### （会議）

第3条 会議は、市長が招集し、その議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するとき、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項を告示するとともに、書面で教育長等へ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 会議は、市長及び教育長等のうち一人以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 教育長等は、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を明らかにして市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、会議の庶務その他の事項を処理させるため、指名する職員を会議に出席させることができる。

### （会議の公開）

第4条 会議は公開する。ただし、市長及び教育長等の合議により、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他市長が必要と認める事項を備付けの名簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、傍聴の許可をした者(以下「傍聴人」という。)に対して、総合教育会議傍聴券(様式第1号)を交付する。総合教育会議傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴人の定員は、10人とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酩酊していると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴することが不相当であると認める者

5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。

(3) 市長及び教育長等の発言に対し批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙すること。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

(7) 傍聴席において携帯電話等音声を発生する機器を使用すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

6 傍聴人は、第4条ただし書きの規定により会議を公開しないとき又は市長が傍聴人の退場を命じたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第4条ただし書きの規定により会議を公開しないとした部分については、この限りでない。

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関すること。
- (2) 市長及び教育長等の氏名及び出欠の状況
- (3) 市長及び教育長等を除くほか、会議に出席した関係者の氏名並びに職員  
の氏名及び職
- (4) 議題及び議事の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画主管課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

様式第1号（第5条第2項関係）

（表）

No. \_\_\_\_\_

## 総合教育会議傍聴券

年 月 日（当日限り有効）

柏原市長

印

（裏）

### 傍聴される方へのお願い

- 1 本券の使用は、市長の許可を受けられた本人に限ります。
- 2 本券は、傍聴中は必ずお持ちください。
- 3 職員から本券の呈示を求められたときは、いつでもお示しください。
- 4 退場される時、会議が終了したときその他不要になったときは、本券を職員までお返しくください。
- 5 写真、ビデオ等の撮影又は録音は禁止されています。
- 6 飲食又は喫煙はしないでください。
- 7 傍聴席では静粛にしてください。議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないでください。
- 8 傍聴中、携帯電話等音声を発生する機器は使用しないでください。
- 9 前各号に掲げるもののほか、傍聴中は職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場していただきます。

現行	改正後（案）
<p>(組織)</p> <p>第2条 会議は、市長並びに教育委員会の<u>委員長、委員及び教育長</u>（以下「委員長等」という。）で組織する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項を告示するとともに、書面で<u>委員長等</u>へ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 会議は、市長及び<u>委員長等</u>のうち一人以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>5 <u>委員長等</u>は、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を明らかにして市長に届け出なければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 会議は公開する。ただし、市長及び<u>委員長等</u>の合議により、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 酩酊していると<u>みとめられる者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市長及び<u>委員長等</u>の発言に対し批評を加え、又は賛否を表明すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 会議は、市長並びに教育委員会の<u>教育長及び委員</u>（以下「教育長等」という。）で組織する。</p> <p>(会議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項を告示するとともに、書面で<u>教育長等</u>へ通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 会議は、市長及び<u>教育長等</u>のうち一人以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>5 <u>教育長等</u>は、会議に出席することができないときは、あらかじめその理由を明らかにして市長に届け出なければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 会議は公開する。ただし、市長及び<u>教育長等</u>の合議により、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を公開しないことができる。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 酩酊していると<u>認められる者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市長及び<u>教育長等</u>の発言に対し批評を加え、又は賛否を表明すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>6 (略)</p>

(議事録)

第6条 (略)

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長及び委員長等の氏名及び出欠の状況

(3) 市長及び委員長等を除くほか、会議に出席した関係者の氏名並びに職員の氏名及び職

(4) ~ (5) (略)

第7条・第8条 (略)

附則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

(議事録)

第6条 (略)

2 議事録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長及び教育長等の氏名及び出欠の状況

(3) 市長及び教育長等を除くほか、会議に出席した関係者の氏名並びに職員の氏名及び職

(4) ~ (5) (略)

第7条・第8条 (略)

附則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。